

令和6年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

1 巡回指導

適正化事業指導員（以下「指導員」という。）は、一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所へ訪問しての対面での巡回指導を基本とするが、訪問による実施に支障をきたす場合には、WEB・電話による非対面により実施するものとする。対面の場合は、事業者、運行管理者、整備管理者等への道路運送法等の遵守に関する指導を行うとともに、当該事業に関するヒアリング及び関係帳票類の確認を行い、また、非対面の場合は、事前に書類の提出を求め、詳細に確認を行うことにより、輸送の安全を阻害する行為が確認された場合においては改善に向けた指導を行う。

また、近畿運輸局への通報の対象となる特定の違反を確認した場合には、近畿運輸局への通報を行うとともに、改善に向けた指導等に関して、近畿運輸局に協力する。

（1）巡回指導の対象とする地域

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

（2）巡回指導の実施体制等

① 指導員の研修

巡回指導を実施するにあたっては、首席指導員は近畿運輸局の協力を得て指導員の研修を行い、必要な知識・能力を習得させる。

② 巡回指導の実施体制

専任指導員6名と非専任指導員2名（首席と事務員）による基本3班（1班2名）体制で行う。

（3）巡回指導実施計画

① 対象営業所数 400営業所

（令和6.2.1現在の営業所数から国の継続監視対象営業所及び優良営業所を減じ、再巡回指導が必要な営業所及び優良営業所で巡回指導を希望する営業所の見込み数を含めたもの。）

② 年間業務日数 243日

（1週約3日～4日を実施日とする。ただし、盆・年末・年始等の一定期間を除く。）

③ 各月ごとの巡回指導実施日数は別表のとおりとする。

なお、実施にあたっては、月ごとに、近畿運輸局自動車監査指導部と事前に協議を行い、予定件数及び対象営業所（対面・非対面の別）を決定する。

別表

巡回指導実施日数

令和6年度	業務日数	巡回指導日数
4月	21日	17日
5月	21日	17日
6月	20日	16日
7月	22日	17日
8月	21日	15日
9月	19日	15日
10月	22日	17日
11月	20日	15日
12月	20日	13日
1月	19日	12日
2月	18日	14日
3月	20日	14日
合計	243日	182日

2 啓発活動

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業類似行為の防止を図るための啓発活動

近畿運輸局及び各府県のバス協会と協力して一般貸切旅客自動車運送事業類似行為（いわゆる「白バス行為」）の防止を図るとともに、利用者に対する白バス行為の違法性・危険性に関する啓発活動を行う。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業における輸送秩序維持のための啓発活動

関係機関との連携により、事故防止、輸送秩序維持に関する啓発活動を行う。

3 苦情処理及び調査業務

利用者から寄せられる一般貸切旅客自動車運送事業に関する苦情・要望等について、電話、書面及びインターネット等により受付を行い、受け付けた内容は、事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

また、内容により近畿運輸局と連携して、事業者及び関係団体に改善を求めるなどの適正な処理を行う。

以上